

会議記録

名称	第4回中央区高齢者施策推進委員会	
開催年月日	令和2年10月29日(木) 18:30~20:00	
場所	中央区役所8階大会議室	
出席者	委員	和気康太(委員長)、望月孝裕(副委員長)、斎藤達也、玉寄兼治、寺田香織、加藤弘文、佐久間悟、菅野佐百合、平賀淳子、岡田良光、古田島幹雄、土田笑子、佐藤千佳子、間矢重三、坂田直昭、當山貴子、浅沼孝一郎、田中智彦、吉田和子、山本光昭
	事務局	高齢者福祉課長、介護保険課長、保険年金課長、住宅課長、高齢者福祉係長、高齢者活動支援係長、高齢者サービス係長、管理係長、事業者支援給付係長、地域支援係長、指導担当係長
配布資料	<p>中央区高齢者施策推進委員会委員構成</p> <p>第4回中央区高齢者施策推進委員会座席表</p> <p>中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書、同(概要版)</p> <p>中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度~平成32年度)</p> <p>資料1 中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 中間のまとめ(案)</p> <p>資料2 重点事業一覧</p> <p>[参考資料] 高齢者福祉事業のしおり 介護保険べんり帳 今後のスケジュール シンポジウムについて</p>	

第4回中央区高齢者施策推進委員会議事要旨

1 開会

事務局より、本会の成立、傍聴人はいないこと、及び議事録作成について説明。
委員長より新型コロナウイルスの影響を考慮し、会議の時間を1時間半にすることを説明。

2 議題

次期計画の中間のまとめ（案）について

(1) 中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 中間のまとめ（案）について

事務局より第1章 計画策定にあたって、第2章 高齢者を取り巻く状況、第3章 高齢者施策の方向性について説明。

玉寄委員 46、47頁に出てくる「生活支援コーディネーター」について、この人たちは区が認定するのか、またどういう養成講座を受けてきた人なのか教えてほしい。何名いるのか。

事務局 本区では生活支援コーディネーターは中央区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託し配置している。現在は、社会福祉士の資格を持った生活支援コーディネーターが3名おり、高齢者を対象に個別支援、地域支援、地域支えあいづくり協議体の運営、相談業務などの活動を行っている。また、高齢者に限らず、地域で暮らしている区民の方に対して同様の活動を行う地域福祉コーディネーターも、社会福祉協議会に配置され活動している。

玉寄委員 社会福祉協議会に所属していて、社会福祉士の資格を持った人なのか。

和気委員長 社会福祉士の資格がなくてもよいのではないか。

事務局 社会福祉士は資格要件ではない。あくまでも現在、本区では社会福祉士の資格を持っている者が生活支援コーディネーターになっているということである。

和気委員長 中央区では生活支援コーディネーターの人が、社会福祉士という国家資格を持っているということである。社会福祉協議会の古田島委員に補足いただきたい。

古田島委員 社会福祉協議会では、平成29年度に「地域ささえあい課」という、新しい組織を設置し、現在、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターを6名配置している。具体的な仕事は大きく2点あり、1つは地域の中のさまざまな問題についてどういう支援ができるかを一緒に考えていくことである。例えばごみ屋敷の問題では、ごみだけではなく背後に障害、認知症などさまざまな問題を抱えているケースがあり、そのような問題を発見して適切な支援につなげている。
もう1つは、地域の方の主体性に基づく活動の支援である。通いの場、子育てサロン、みんなの食堂など地域の方が行っている活動を支援することである。

- 和気委員長 社会福祉協議会に生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターがいるということを皆さんに知っていただきたい。アウトリーチとって、地域へ出ていき、地域の福祉問題を見つけ、それを解決するという活動を行っている。住み慣れた地域で長く住んでいくためには、お互い支え合っていくことが大切であり、問題を発見して解決につなげる生活支援コーディネーターが成果を挙げている。生活支援コーディネーターは介護保険から費用が捻出されるので、高齢者が対象となる。その他の障害者、子ども、生活困窮などの問題については地域福祉コーディネーターが担当している。両者の役割分担は、このようになる。
- 岡田委員 64、65 ページにある権利擁護の推進について伺う。まず、任意後見制度はどのような制度か。次に社会貢献型後見人が研修を受けて養成されるということだが、どのようなシステムになっているのか伺いたい。
- 事務局 任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分が代理人を選んでおく制度で、その代理人が任意後見人である。
- 岡田委員 従来は家庭裁判所から選ばれた人が後見人になると認識していたが、勉強をすれば誰でもなれるということなのか。
- 古田島委員 社会福祉協議会の中に「すてっぷ中央」という組織がある。そこでは成年後見の支援をしているが、同時に社会貢献型後見人、いわゆる「市民後見人」の育成事業も行っている。約3カ月かけて講習を受けてもらったうえで、意思確認等をした後に実際の権利擁護の活動を始めてもらう。そのうえであらためて後見人の候補者になっていくという流れである。今年の募集では、説明会に10名の方が参加された。後見人は、一般的には弁護士、司法書士などの職業後見人が多いが、市民後見人の方にはあまり財産関係が複雑ではない事案などを担当してもらっている。市民後見人の方の数はまだ1桁である。
- 和気委員長 市民後見人というものになじみがないと思う。高齢者の権利、人権を守るためには弁護士などの専門職がいるが、欧米では1人暮らしが多い、身寄りがいない、金銭的問題などにより、市民後見人が普及している。日本ではまだあまり知られていないが、できるだけ社会貢献型の市民後見人を増やしていこうという方向で進められていると認識している。

事務局より第4章 介護保険サービス等の実績と見込みについて説明。

- 和気委員長 次年度の介護保険料はいくらになるのかは、今の時点では確定できない。これは、介護報酬の単価の改定が公表されるのが、年明けになるためである。中央区では、過去の介護給付の計画値と実績値の間で発生した差額が、「基金」となって積み立てられているため、今回の介護保険料の改定で、極端に介護保険料が上がるということはないのではないかと考えている。

事務局より今後の予定等について説明。

和気委員長 本日の議題については以上となるが、事務局から今後の予定について説明をお願いしたい。

事務局 今日の検討内容を踏まえて「中間のまとめ」として確定し、12月に行われるパブリックコメントで公表するとともに、シンポジウムで区民からのご意見をいただくことにしている。2月には第5回推進委員会を開催し、最終報告として取りまとめていく予定である。

和気委員長 今日の検討等を踏まえ、中間のまとめの「最終版」を作成するにあたっては、私と望月副委員長にご一任をお願いしたいが、それでよろしいか。

(異議なし)

事務局から追加して発言したい内容がある場合は意見票を送付願いたい旨の連絡、12月20日開催のシンポジウムの案内を送付する旨、また次回の日程（令和3年2月上旬）について説明。

3 閉会

和気委員長の閉会宣言にて終了。